

## 札幌市認知症疾患医療センター運営事業補助金交付要綱

令和5年12月28日

保健福祉局長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市（以下「本市」という。）が札幌市認知症医療センター運営事業実施要綱（令和5年12月28日保健福祉局長決裁。以下「実施要綱」という。）に基づき、認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）として指定した病院又は診療所（以下「医療機関」という。）を運営する者に対し、予算の範囲内において事業費の一部を補助することについて、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 この要綱に基づく補助の対象となる事業は、実施要綱の規定に基づきセンターを運営する事業であり、かつ、介護保険事業費補助金交付要綱（平成14年12月4日厚生労働省発老第1204001号。以下「国庫補助金要綱」という。）による交付の対象に該当するもので、市長が必要と認めたものとする。

### (補助対象期間)

第3条 補助金の対象とする期間は、各年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、実施要綱第4条第2項の規定による指定開始日が年度の途中となる場合は、指定開始日から当該日の属する年度の3月31日までを補助対象期間とする。

### (補助対象経費)

第4条 この要綱に基づく補助金の対象となる経費は、別表に掲げる補助対象経費の実支出額とする。

(補助額の算定)

第5条 補助金の額は、次に掲げる金額のうち最も少ない額（以下「補助基本額」という。）とし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に掲げる補助基準額
- (2) 補助対象経費の実支出額
- (3) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

(交付の条件)

第6条 この要綱による補助金の交付に当たっては、国庫補助金要綱5(11)に定めるところにより条件を付すものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別に市長が定める日までに、「札幌市認知症疾患医療センター運営事業補助金交付申請書（様式1）」を市長に提出するものとする。

- 2 この補助金の交付決定後の事情の変更等により前項の規定により提出した申請書又は添付書類の記載事項に変更を生じたときは、別に指示する期日までに変更内容を反映した申請書又は添付書類を市長に提出するものとする。この場合において、補助金の交付条件に反する変更は承認しない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認められる場合は、補助金額を決定し、「札幌市認知症疾患医療センター運営事業補助金交付決定通知書（様式2）」により申請者に通知するものとする。

(事業実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、当該年度の3月31日までに、「札幌市認知症

疾患医療センター運営事業補助金実績報告書（様式3）」及びその他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条に定める事業実績報告を受けたときは、事業内容を精査し、適正に実施されていると認める場合は、補助金額を確定し、「札幌市認知症疾患医療センター運営事業補助金確定通知書（様式4）」により報告書に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 この要綱による補助金は、前条の規定により確定した金額を補助事業者の請求により交付する。

（補助事業に係る調査等）

第12条 市長は必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき、随時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

（補助金の取消し）

第13条 市長は、規則第17条第1項のいずれかに該当する場合のほか、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定又は確定について、全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助条件に違反したとき

(2) 実施要綱第9条に基づく指定の取消しを受けたとき

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行った場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(加算金及び延滞金)

第14条 この要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、前条第1項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金（100円未満の場合を除く。）を本市に納付しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときには、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を本市に納付しなければならない。

(補助に付帯する条件)

第15条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿類及び証拠書類を補助金の額の確定の日（指定の取消しを受けた場合には、その取消しを受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(委任等)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、地域包括ケア推進担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助項目	補助基準額	補助対象経費
類型別センター 運営費 (地域型)	3, 285 千円/年	
機能強化分 (診断後等支援 機能に係る分) ※抗Aβ抗体薬 (アルツハイ マー病の抗アミ ロイドβ抗体薬 に係る治療を 実施する場合)	679 千円/年	センターが実施要綱に基づいて行う事業 に必要な賃金、報酬、給料、職員手当等、 共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品 費、印刷製本費、会議費等)、役務費(通 信運搬費、広告料等)、使用料及び賃借 料、委託料

※ 第3条ただし書により、補助対象期間が1年に満たない場合又は補助対象期間の途中でセンターの指定の取消しを受けた場合は、第5条により算定した補助基本額を当該年度の全日数で除して得られた額に事業を実施した日数(稼働日数)を乗じて得られた額を補助基準額とする。なお、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。